

# 宮古島市地域防災計画

---

(令和5年度修正)

宮古島市防災会議



## 《目 次》

### 第 1 部 総則

#### 第 1 章 総 則

第 1 節 目 的 .....	1
第 2 節 用 語 .....	3
第 3 節 宮古島市の概況 .....	4
第 4 節 災害の想定 .....	8
第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	20
第 6 節 市民等の責務 .....	27

#### 第 2 章 基本方針

第 1 節 災害の想定と防災計画の基本的考え方 .....	28
第 2 節 防災対策の基本方針 .....	31
第 3 節 本市の特殊性等を考慮した重要事項 .....	34
第 4 節 防災計画の見直しと推進 .....	36

### 第 2 部 災害予防計画

#### 第 1 章 災害予防計画（地震・津波編）

第 1 節 災害予防計画の基本方針等 .....	39
第 1 款 災害予防計画の基本的な考え方 .....	39
第 2 款 災害予防計画の推進 .....	40
第 2 節 地震・津波に強いまちづくり .....	41
第 1 款 地盤・土木施設等の対策 .....	41
第 2 款 都市基盤の整備 .....	48
第 3 款 建築物の対策 .....	51
第 4 款 危険物施設等の対策 .....	52
第 3 節 地震・津波に強い人づくり .....	55
第 1 款 防災訓練計画 .....	55
第 2 款 地震・津波知識の普及 .....	58
第 3 款 自主防災組織の育成 .....	60
第 4 款 消防職・団員の充実 .....	62
第 5 款 企業防災の促進 .....	62
第 6 款 地区防災計画の普及等 .....	63
第 4 節 地震・津波災害応急対策活動の準備 .....	64
第 1 款 初動体制の強化 .....	64
第 2 款 活動体制の確立 .....	66
第 3 款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 .....	72
第 4 款 災害ボランティアの活動環境の整備 .....	76

第5款 要配慮者の安全確保計画	78
第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	82
第5節 津波避難体制等の整備	84
第6節 食料等備蓄計画	88

## 第2章 災害予防計画（風水害等編）

第1節 治山計画	90
第1款 治山事業	90
第2節 土砂災害予防計画	90
第1款 砂防関係事業	90
第2款 警戒避難体制の整備	91
第3節 高潮等対策計画	92
第4節 建築物等災害予防計画	93
第5節 火災予防計画	93
第6節 林野火災予防計画	94
第7節 危険物等災害予防計画	95
第1款 危険物災害予防計画	95
第2款 毒物劇物災害予防計画	96
第8節 上・下水道施設災害予防計画	96
第1款 上水道施設災害予防計画	97
第2款 下水道施設災害予防計画	97
第9節 ガス、電力施設災害予防計画	97
第1款 高圧ガス災害予防計画	97
第2款 電力施設災害予防計画	98
第10節 災害通信施設整備計画	98
第1款 通信施設災害予防計画	98
第2款 通信・放送設備の優先利用等	99
第11節 不発弾等災害予防計画	99
第12節 火薬類災害予防計画	100
第13節 文化財災害予防計画	101
第14節 農業災害予防計画	101
第15節 食料等供給計画	102
第16節 気象観測施設・体制の整備計画	103
第17節 水防、消防及び救助施設等整備計画	103
第18節 避難誘導等計画	104
第19節 交通確保・緊急輸送計画	105
第20節 要配慮者安全確保体制整備計画	106
第21節 台風・大雨等の防災知識普及計画	107
第22節 防災訓練計画	110

第23節	自主防災組織育成計画	111
第24節	災害ボランティア計画	111
第25節	道路・航空機事故災害予防計画	111
第26節	海上災害予防計画	112

### 第3部 災害応急対策計画

#### 第1章 災害応急対策計画（地震・津波編）

第1節	組織計画	113
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画	120

#### 第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

第1節	組織計画	128
第2節	気象警報等の伝達計画	136
第3節	台風災害対策計画	142
第1款	台風災害事前対策	142
第2款	暴風警報発表時の体制	145

#### 第3章 災害応急対策計画（共通編）

第1節	災害通信計画	148
第2節	災害状況等の収集・伝達計画	150
第3節	災害広報計画	153
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	155
第5節	広域応援要請計画	159
第6節	避難計画	162
第1款	避難の原則	162
第2款	津波避難計画	169
第3款	風水害避難計画	170
第4款	広域一時滞在	175
第7節	観光客等対策計画	177
第8節	要配慮者対策計画	179
第9節	水防計画	180
第10節	消防計画	181
第11節	救出計画	182
第12節	医療救護計画	183
第13節	交通輸送計画	187
第14節	治安警備計画	194
第15節	災害救助法適用計画	196
第16節	給水計画	198
第17節	食料供給計画	199
第18節	生活必需品供給計画	201

第19節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	203
第20節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	206
第21節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	207
第22節	住宅応急対策計画	209
第23節	二次災害の防止計画	212
第24節	教育対策計画	213
第25節	危険物等災害応急対策計画	216
第26節	海上災害応急対策計画	219
第27節	在港船舶対策計画	226
第28節	労務供給計画	227
第29節	民間団体の活用計画	230
第30節	ボランティア受入計画	230
第31節	公共土木施設応急対策計画	232
第32節	航空機事故災害応急対策計画	235
第1款	空港及び周辺区域での事故	235
第2款	空港及び周辺区域以外での事故	235
第33節	ライフライン等施設応急対策計画	237
第1款	電力施設応急対策	237
第2款	液化石油ガス施設応急対策	237
第3款	上水道施設応急対策	237
第4款	下水道施設応急対策	237
第5款	電気通信設備応急対策	237
第34節	交通機関応急対策計画	238
第35節	農林水産物応急対策計画	239
第36節	道路事故災害応急対策計画	241
第37節	林野火災対策計画	242

## 第4部 災害復旧・復興計画

### 第1章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧計画	243
第2節	被災者生活への支援計画	245
第3節	中小企業者等への支援計画	250
第4節	復興の基本方針等	251

## 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	253
第1款	推進計画の目的	253
第2款	地震防災対策推進地域	253

第3款	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	254
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	254
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	254
第1款	津波防護施設の整備等	254
第2款	津波に関する情報の伝達等	255
第3款	避難指示等の発令基準	255
第4款	津波避難計画等の整備	255
第5款	消防機関等の活動	255
第6款	水道、電気、ガス、通信、放送関係	255
第7款	交通	256
第8款	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	256
第9款	救助	256
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	256
第1款	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	256
第2款	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	257
第3款	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	257
第5節	南海トラフ地震防災対策計画の促進	258
第6節	防災訓練	258
第7節	関係者との連携協力の確保	258
第8節	防災教育及び広報	259
第9節	「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応	259
第1款	「南海トラフ地震に関連する情報」について	259
第2款	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	262
第3款	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	262
第4款	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	265

